

(3) 末の松山

①主な現状

- ・推定樹齢480年の2本のクロマツは、定期的に虫害防除の薬剤を注入しているが、自然災害により枝折れなどの損壊がある。
- ・マツの根元の丘陵は、土砂が流れ出し、マツの根が一部露出している。
- ・指定地の北東隅には、宝国寺により育成された後継樹がある。
- ・要望に応じて、現地案内や歴史授業等が行われている。

②主な課題

- ・マツにとって樹齢480年は枯損の恐れがある非常に危険な状態である。現存するマツの保存と後継樹育成が喫緊の課題である。
- ・土砂の流出により丘陵の景観を損ねているとともに、マツの根にも悪影響を与えている可能性がある。
- ・名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がないなど、ソフト面での活用が十分とは言えない。
- ・管理団体である多賀城市のマツを保全するための専門的知識が十分ではない。

末の松山の現状と課題（指定地内）

要素	要素	現状	課題
 <p>マツ</p>	本質的 景観要素	<ul style="list-style-type: none"> ・推定樹齢約480年、高さ19mのクロマツ2本がそびえている。 ・これらの松は、多賀城市の保存樹木に指定されている。 ・定期的に虫害防除の薬剤注入を実施している。 ・宝国寺により松の後継樹が育成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷・台風・降雪等により枝が折れている。 ・部分的に根が露出している。 ・根の一部がアスファルトで覆われている。 ・市として後継樹の育成に取り組んでいない。
 <p>丘陵</p>	本質的 景観要素	<ul style="list-style-type: none"> ・宝国寺の西側に位置する標高約8mの丘陵である。 ・南側交差点付近からからクロマツを見上げた光景は、墓が立ち並び、松がそびえる「おくのほそ道」当時の景観を今に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の流出により、マツの根が一部露出している。 ・土砂が露出していることから、景観を損ねている。
 <p>植生</p>	環境整備 要素	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地東側から南側を中心に植栽されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植生が松に悪影響を与えている可能性がある。 ・南側の道路から黒松を見上げた場合、植栽により松や丘陵が十分に見通すことができない。
 <p>柵</p>	環境整備 要素	<ul style="list-style-type: none"> ・宝国寺との境界にフェンスが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインが景観を損ねている。 ・フェンスが老朽化している。
 <p>現地案内</p>	無形の 要素	<ul style="list-style-type: none"> ・要望に応じて、ボランティアガイドが現地案内を行っている。 ・要望に応じて、多賀城市教育委員会職員が現地案内や現地での歴史授業を行っている。 ・歴なび多賀城により紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がない。

	<p>無形の要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宝国寺により後継樹の育成が行われている。 ・東日本大震災以前は、地元団体により清掃が行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元団体による維持管理は、八幡地域の歴史的意義があるものであるが、東日本大震災以降は活動していない。
---	--------------	---	---

地元住民による活動

末の松山の現状と課題（周辺地域）

要素	要素	現状	課題
	<p>周辺の本質的景観要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地は標高約 8 m の丘陵上に位置しており、北側の丘陵一帯には墓地が造営されている。 ・「末の松山」の名が示す通り、本質的価値を有するものであり、丘陵上に立ち並ぶ墓は、『おくのほそ道』当時を彷彿とさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宝国寺と連携した維持管理体制の構築が課題である。
	<p>周辺の本質的景観要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地の東側には、『おくのほそ道』にも記された宝国寺がある。 ・北側の丘陵一帯には墓地が造営されている。 ・『おくのほそ道』にも記されている由緒ある寺院と墓地であり、周辺地域ではあるが本質的価値を構成する要素と言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宝国寺と連携した維持管理体制の構築が課題である。
	<p>歌枕顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 32 年に地元住民によって寄贈された歌碑である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松の根に近接しており、悪影響を与えている恐れがある。 ・経年劣化が懸念される。
	<p>歌枕顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年に建立された歌碑である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南側から指定地を見上げると、一番目立つ場所にある。

 <p>説明板</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年に設置された説明板である。 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝を解説する内容が含まれていないことから、内容の修正を要する。 周辺の保存樹木の説明板、歌碑の説明板、末の松山の説明板とのデザインに統一感がない。 近接する末の松山との説明板のデザインに統一性がない。
 <p>指定地南側</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定地の西側から南側にかけては道となっており、アスファルト舗装されている。 南側には車が進入しないように車止めが設置されている。 東側に高いコンクリート擁壁がある。 	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトが松の根を覆っており、悪影響を与えている可能性がある。 来訪者が立ち止まれるスペースはあるが休憩する施設はない。 周辺は、コンクリートやアスファルト製の構築物が主体となっている。
 <p>植生</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定地の南側を中心に植栽されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 植生が松に悪影響を与えている可能性がある。 南側の道路から黒松を見上げた場合、植栽により松や丘陵が十分に見通すことができない。 植栽が歌碑や説明板に一部かかっているため、見えにくい状態になっている。
 <p>案内サイン</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 末の松山と興井を繋ぐ南北道路に、「沖の井（沖の石）」と「末の松山」の案内サインが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 興井のデザインと統一されていない。
 <p>興井間道路</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 興井と末の松山を結ぶ道路は、一般的なアスファルト舗装である。 道路の両脇には民家が並び、その東側は暗色を基調としたフェンス、西側にはコンクリート塀が巡る。 	<ul style="list-style-type: none"> 興井と末の松山の線的な整備がなされていないのが現状である。 興井方向から末の松山を見上げた場合、電柱と電線により景観が阻害されている。

 <p>駐車場</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普通車9台、大型バス2台分の駐車スペースを有する駐車場である。トイレや周辺地区も併設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 興井・末の松山及び江戸時代から残る八幡の歴史あるまちなみを解説する施設がない。
 <p>JR多賀城駅からのアプローチ</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 興井は、JR仙石線多賀城駅から徒歩10分弱の距離にあり、観光の主要ルートとして期待できる。 多賀城市観光サイン整備計画に基づき、観光サインが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅からの道路舗装については、複数の舗装材の色や模様が用いられており、統一感がない。 誘導標識があいまいな場所がある。

第6章 基本方針

(1) 保存に関する基本方針

松尾芭蕉が感動を込めて『おくのほそ道』に記し、古くから保護顕彰されてきた歌枕である「壺碑（つぼの石ぶみ）」・「興井」・「末の松山」の景観を経過観察しながら維持し、必要に応じて修景整備などを行い、良好な状態を保ちながら未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。

(2) 活用に関する基本方針

『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化を始めとした多様な価値を追究するための研究を推進し、その成果を地域資源として学校教育や生涯学習、観光振興、まちづくりなどに広く活用する。

(3) 運営に関する基本方針

3箇所の指定地における周辺環境にも配慮した保存と『おくのほそ道』を介した一体的な活用を効果的に推進するために、市内の文化財・教育・観光・まちづくりに関連する部署間で十分に調整を図る。あわせて、地域住民・団体や県内外の名勝おくのほそ道の風景地に関連する機関との積極的な情報交換や連携を推進する。

第7章 保存のための方策

【基本方針】

松尾芭蕉が感動を込めて『おくのほそ道』に記し、古くから保護顕彰されてきた歌枕である「壺碑（つぼの石ぶみ）」・「興井」・「末の松山」の景観を経過観察しながら維持し、必要に応じて修景整備などを行い、良好な状態を保ちながら未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。

【手段】

〈維持管理〉

- 本質的景観要素の保存を優先事項とし、悪い状態のものは改善しつつ、指定地全体の価値が損なわれることがないように維持管理する。
 - ・本質的景観要素については、保存を前提とし、悪影響を及ぼす要素を積極的に排除するなど、問題点は優先的に改善する。
 - ・歌枕顕彰要素については、本質的景観要素の保存を前提としつつ維持管理し、本質的景観要素に悪影響を及ぼす要素と判明した場合は、移設等の策を講じることにも考慮する。
 - ・環境整備要素については、上記2つの要素の保存を前提として、必要に応じて改善策等を講じる。

〈整備〉

- 指定地の景観を保全するために必要な整備を行う。

(1) 保存のための方策

共通方策	指定地ごとの方策	
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務の一環として、指定地の継続的な経過観察を実施する。 ・指定地及びその周辺で発生した異常・事故等に速やかに対応するためのマニュアルを整備する。 ・樹木については、本質的価値の検討を踏まえて保存措置を講じる個体を特定し、定期的に専門医による診断を実施する。そして、その結果をもとにマツクイムシ防除などしかるべき措置を講じる。 ・計画の定めで判断できない事案が発生した場合には、文化庁と宮城県教育委員会との協議を踏まえ、地域・関係団体等の意見を聴取しつつ対応する。 	壺碑 (つぼの石ぶみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・芭蕉が訪れた際のルートと考えられる北西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図るため、南門等復元の際の盛土を最小限するなど関係機関と調整を図る。 ・旧宅地等の窪地を盛土により修復することにより、本質的景観要素の保全を図る。
	興井	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な調査に基づいて水質改善のための整備を行う。 ・地域住民と行政が協働して維持管理できるように調整を図る。
	末の松山	<ul style="list-style-type: none"> ・既存マツの生育環境全般を改善する。 ・既存マツの後継樹を育成するとともに、育成に協力できる個人や関係団体等との調整を図る。

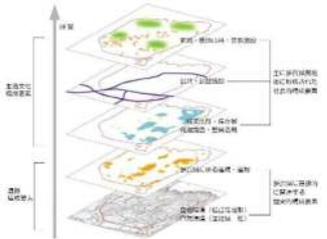
(2) 構成要素ごとの方策

壺碑(つぼの石ぶみ)の保存に関する基本方策

要素	要素	方策		
 <p>丘陵</p>	本質的 景観要素	管理 整備	経過 観察	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な経過観察を実施し、地形に不要な改変がないように維持する。 後世に地形の改変を受けた場所は盛土により地形の修景を図り、周辺と調和の取れた景観に整備する。修景箇所は、盛土により遺構面までの保護層が確保できることから、植栽候補地とすることも考慮する。 露出した岩石については、現状維持を基本とし、古代遺構の復元整備範囲にかかるものについては、適切な措置を講ずる。
 <p>多賀城碑</p>	本質的 景観要素	管理	経過 観察	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務として経過観察を実施する。その際には、観察事項を明確化するとともに、定点撮影で記録に残す。異変が確認された場合は、その原因を特定し、しかるべき措置を講じる。
 <p>多賀城跡 (南門付近の写真)</p>	本質的 景観要素	調整	調整	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内の現状変更の取り扱いについては、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画に基づき運用し、古代遺構の保存を大前提とする。 整備については、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づくこととなるため、名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観との調和が図れるように、十分な調整を行う。
 <p>覆屋</p>	歌枕 顕彰要素	管理	経過 観察 維持	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の一環として経過観察を実施するとともに、定期的に清掃を行う。観察の際には、明確な基準を設けチェックするとともに、定点撮影で記録に残す。異変が確認された場合は、その原因を特定し、対処する。

 <p>植生</p>	歌枕顕彰要素	管理整備	経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の一環として経過観察を実施する。その際には、観察事項を明確化するとともに、定点撮影で記録に残す。また、定期的に専門医による既存樹木の診断を実施し、その結果をもとにマツクイムシ防除などの措置を講じる。 ソメイヨシノなど枯損が著しい既存の樹木に関しては、経過観察の結果を踏まえ、場合によっては除去する。 当地域に自生しない樹種については除去することを基本とする。
 <p>つぼのいしぶみ道標</p>	歌枕顕彰要素	管理	経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の一環として経過観察と定期的な清掃を行う。 古代遺構の環境整備により移設する必要がある場合は、もともと建っていた市川橋のたもとの近くに移設することも考慮する。
 <p>記念碑、顕彰碑</p>	歌枕顕彰要素	管理	経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の一環として経過観察と定期的な清掃を行う。 指定地が歌枕の地として保護顕彰活動の対象となっていたことを証明する資料であることから、現状維持を基本とし、復元整備により移動しなければならない場合は、指定地内での移設を原則とする。

壺碑(つぼの石ぶみ)の保存に関する基本方策(周辺地域)

要素	要素	方策
 <p>多賀城跡</p>	周辺の本質的景観要素	<p>管理整備 調和</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状変更の取り扱いと維持管理については、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画、整備については特別史跡多賀城跡整備基本計画に基づく。 その際に、多賀城碑と覆屋、丘陵と植生で形成される名勝おくのほそ道の風景地としての景観と調和が図れるように、関係部署・機関と十分な調整を行う。

興井の保存に関する基本方策（指定地内）

要素	要素	方策	
 <p style="text-align: center;">岩塊</p>	本質的 景観要素	管理	経過 観察 <ul style="list-style-type: none"> 岩塊の形状・色調や節理の幅などを詳細に経過観察し、保存に悪影響を及ぼす変化が認められた場合は、その原因を特定して排除に努めるなど最良の管理に努める。
 <p style="text-align: center;">池</p>	本質的 景観要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> 水質改善のため、整備を行う。整備にあたっては、詳細な調査により水質汚濁の原因を特定し、適切な措置を講ずる。周辺地域と一体となった整備が必要になる場合も考慮し、関係部署や地域住民と十分に調整する。
 <p style="text-align: center;">池の底面</p>	環境整備 要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> 池の水質改善に関する調査を行い、底面のコンクリートが水質汚濁の原因と特定された場合には、除去するなど必要な策を講じる。
 <p style="text-align: center;">植生</p>	環境整備 要素	管理	経過 観察 <ul style="list-style-type: none"> 現段階では維持を方針とし、経過観察を行う。将来的には、陸奥紀行などの絵図にあるような樹木がない状態にすることも検討する。 岩塊の経過観察の結果、その形状を著しく変化させる要因と認められた場合は、除去することも考慮する。
 <p style="text-align: center;">地元住民による維持管理</p>	無形の 要素	調整	改善 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や有志団体と連携して清掃等の維持管理ができるように調整を図る。

末の松山の保存に関する基本方策（指定地内）

要素	要素	方策	
 マツ	本質的 景観要素	管理 調整	経過 観察 改善 <ul style="list-style-type: none"> ・現存のクロマツに関しては、経過を観察し、その結果をもとに樹木の枯損や枝折れによる悪影響を予防や除去し、樹勢を維持するための策を講じる。 ・マツの遺伝子継承のために、後継樹を育成するとともに、育成に協力できる個人や関係団体・機関などとの調整を図る。
 丘陵	本質的 景観要素	整備 調整	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害等により土砂が流出しないように、指定地内を芝生等で養生し、修景を図る。 ・マツの根が露出している部分に関しては、盛土などで養生し、根を保護する。
 地元住民による活動	無形の 要素	調整	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や有志団体と連携して清掃等の維持管理ができるように調整を図る。

末の松山の保存に関する基本方策（周辺地域）

要素	要素	方策	
 丘陵	周辺の本質的 景観要素	調整	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・市と宝国寺が連携して指定地及び周辺の地形や丘陵等の維持管理や景観向上等が実現できるように、調整を図る。

 <p>寺院(宝国寺・墓地)</p>	<p>周辺の 本質的 景観要 素</p>	<p>調整</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市と宝国寺及び地元住民が連携して指定地及び周辺の地形や丘陵等の維持管理や景観向上等が実現できるように、調整を図る。
 <p>石碑(歌碑)</p>	<p>歌枕顕 彰要素</p>	<p>管理</p>	<p>経過 観察 改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 維持を基本とするが、経過観察の結果、マツの根に悪影響を与えていることが判明した場合には、移設することも考慮する。 破損等した場合は修繕する。
 <p>石碑(歌碑)</p>	<p>歌枕顕 彰要素</p>	<p>管理</p>	<p>経過 観察</p>	<ul style="list-style-type: none"> 破損等した場合は修繕する。 周辺の整備と調和するような場所へ移設することも考慮する。

(3) 現状変更等の取扱い

①文化財保護法による現状変更等の取扱い

名勝おくのほそ道の風景地の指定地内では、文化財保護法第125条の規定により、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

文化財保護法

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

②現状変更等の取扱い共通指針

名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値を適切に保存する上で、現状変更等の取扱いに関する共通指針を以下のように定める。

ア 現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・本質的価値の復旧・改善のために必要とする整備事業
- ・環境基盤の整備
- ・地形の復元
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・案内施設、公開活用施設、便益施設等の設置
- ・本質的価値の復元整備事業
- ・環境基盤の整備
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

イ いかなる現状変更等も、その程度が必要最小限になるように配慮するものとする。

ウ 周辺地域の景観を損ねる工作物等については、設置者等に対し、改修などを行う際に景観に配慮した形態・意匠への変更を働きかける。また、周辺地域において、指定地の風致景観に影響を及ぼす可能性のある行為が予測される場合には、事業者等に対し、指定地の本質的価値の保存に対する意識啓発・誘導に努め、意匠・構造・材料等に最大限の

配慮が行われるよう協力を求めることとする。

エ 本保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ個別に判断することとする。

③指定地ごとの現状変更等に関する取扱い細則

〈壺碑（つぼの石ぶみ）〉

本指定地は、特別史跡多賀城跡附寺跡内に位置しており、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画ではS重点遺構保存活用地区に位置づけられている。名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）」の現状変更等を取扱う際には、前項に加え、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画の方針も踏まえ、関係機関と協議した上で判断することとする。

特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画における現状変更の取扱い基準

- ・宅地、農地・山林は、認めない。
- ・公共公益施設は、原則として認めない。ただし、住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠な現状変更等については、遺構保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし、認める場合がある。
- ・一般文化財・保存樹木は、原則として認めない。ただし、保存や活用のための修理改修、環境整備については認める場合がある。
- ・発掘調査・整備活用は、原則として認めない。ただし、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備活用については認める場合がある。

〈興井〉

現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・岩塊に悪影響を及ぼす要素の除去・移設
- ・池の水質改善に関わる環境整備
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・擁壁の修景に関わる整備
- ・案内施設等の新設・改修
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

〈末の松山〉

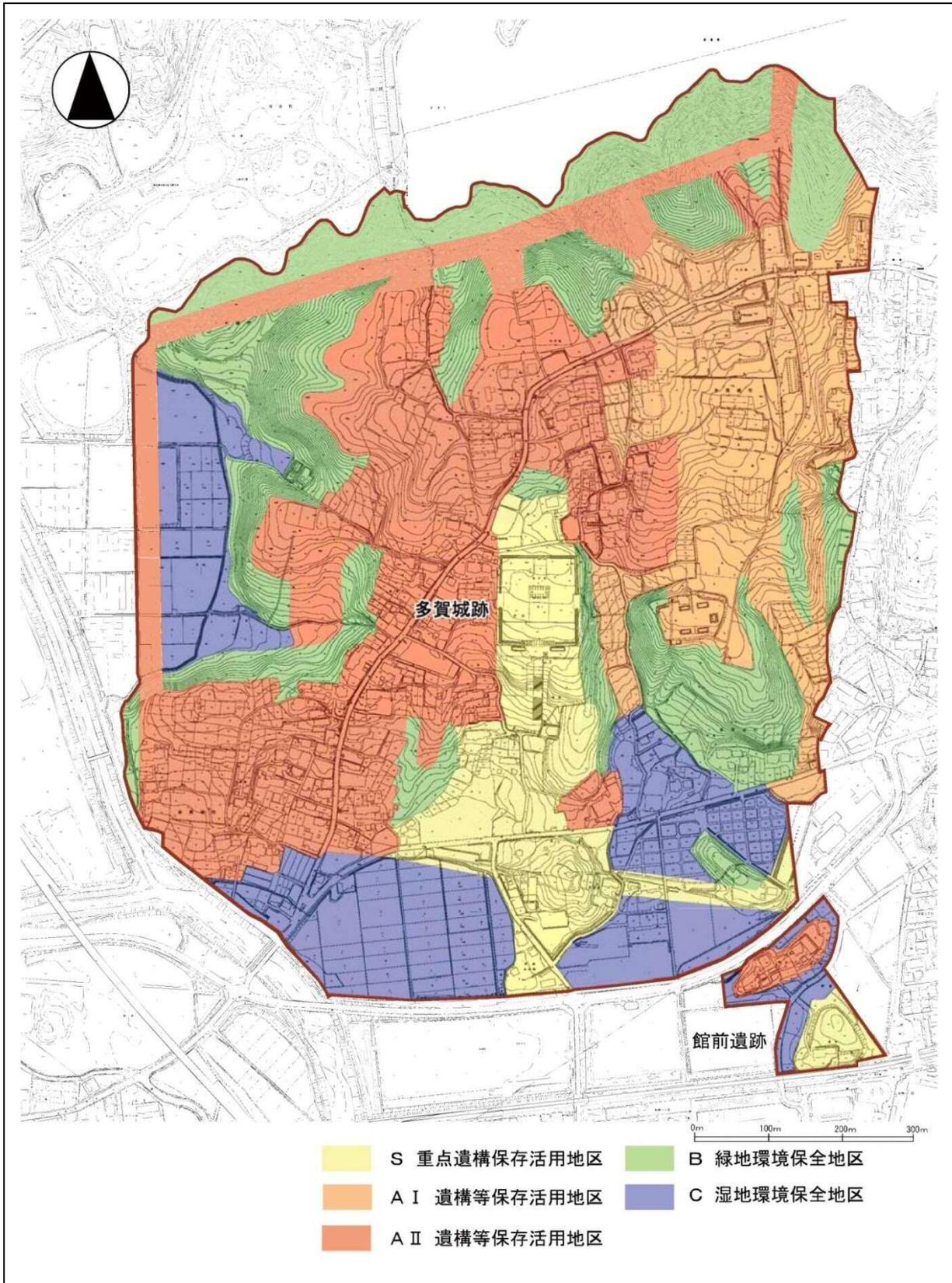
現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・マツの生育環境を改善するための整備
- ・丘陵の養生
- ・マツ及び丘陵に悪影響を及ぼす要素の除去・移設
- ・後継樹の植樹・育成
- ・上記の行為に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- ・修景に関わる整備
- ・案内施設等の新設・改修
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査



第 1 3 図 特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画地区区分図

項目	地区区分	生活文化構成要素					
		多賀城廃絶後に形成された構成要素					
		宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	宗教施設	公共公益施設	一般文化財 保存樹木	発掘調査 整備活用
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	認めない。	認めない。 ビニールハウス等の 工作物設置について も認めない。	(なし)			
	A 遺構等保存活用地区 A I 遺構等保存活用地区	認めない。	原則として認めない。 但し、 農産物の耕作に関わ る必要不可欠な現状 変更については、遺 構等の保存要件、歴 史的景観への配慮を 前提として認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 住民の生活環境の 改善に関わる必要 不可欠な現状変更 については、遺構の 保存要件、歴史的 景観への配慮を前 提とし、認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のた めの修理改修、 環境整備につい ては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。
	A II 遺構等保存活用地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前 提とし、住民の生活環境改 善に必要な現状変更 については、以下のとおり とする。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のた めの修理改修、 環境整備につい ては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。
	B 緑地環境保全地区	認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前 提とし、住民の生活環境改 善に必要な現状変更 については、以下のとおり とする。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のた めの修理改修、 環境整備につい ては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。
C 湿地環境保全地区	認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前 提とし、住民の生活環境改 善に必要な現状変更 については、以下のとおり とする。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善 については認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のた めの修理改修、 環境整備につい ては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。	
麩寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡 A II に同じ	多賀城跡 A II に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区	多賀城跡 B に同じ	多賀城跡 B に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡 S に同じ	多賀城跡 S に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡 A II に同じ	多賀城跡 A II に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	C 湿地環境保全地区	多賀城跡 C に同じ	多賀城跡 C に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ

第14図 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画における現状変更等の許可に関する取扱い基準

(4) 維持管理

①文化財保護法による維持の措置等

文化財保護法第125条ただし書きには、下記の場合は文化庁長官の許可は不要とされている。

- ・維持の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

このうち、維持の措置の範囲は、特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定されている。

特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②維持管理に係る業務内容の例

上記の条件に該当する現状変更等については、維持管理業務の中で措置することとし、具体的な内容について以下に例示する。

ア 地形の管理

非常災害のために必要な応急措置については、維持管理業務の中でこれを対応する。

- ・災害等により崩落した土砂、落石等の撤去及び被災箇所への土嚢等の設置

イ 植生の管理

植生の管理のうち、以下の行為については、維持管理業務の中でこれを対応する。

- ・病虫害防止のための措置
- ・景観維持のための日常的な除草等の草本類の管理
- ・積雪による枝折れ防止などの安全管理のための樹木の剪定、枯損木等の伐採、枯枝の除去

ウ 施設の管理

案内施設、公開活用施設、便益施設等の管理のうち、非常災害や老朽化により破損等が

生じた場合の現状変更等に際し、部分的な部材・部品の交換、塗装の塗替え等の施設の更新作業のうち、外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わないものについては、維持管理業務の中でこれに対応する。

エ 衛生の管理

興井の清掃については、水抜きを伴う浚渫の場合も含めて維持管理業務の中でこれに対応する。

オ 危機の管理

来訪者等の安全に悪影響を及ぼす有害な動植物への対処を目的とする注意喚起のための看板の設置など簡易的な構造物の設置については、維持管理業務の中でこれに対応する。

(5) 保存のための整備

①壺碑（つぼの石ぶみ）

- ・芭蕉が訪れた際のルートと考えられる北西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図り、芭蕉が見た景観をできる限り残すために、南門等復元の際の盛土を最小限にするなどについて関係機関と調整を図る。
- ・旧宅地の窪地を盛土により修復することなどにより、本質的景観要素の保全を図る。

なお、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画との対応は、以下のとおりである。

本計画における方策	整備基本計画における方策
<p>芭蕉が訪れた際のルートと考えられる北西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図り、芭蕉が見た景観をできる限り残すために、南門等復元の際の盛土を最小限にするなどについて関係機関と調整を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の景観保全・修景 碑の西側で政庁南大路復元に直接係る部分以外では、既存樹木や露出した巨石、石垣等を現状維持とするとともに、適切な修景を行う。また、碑の南側においては南門と築地塀の復元に伴う盛土を最小限に抑え、碑の覆屋と樹木・地形・石碑等が形成している一体の景観保全を図る。 ・植栽・修景 市道水入線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。 多賀城碑周辺のほか、地区の丘陵頂部周辺にある既存林は現状維持を基本とし、史跡景観の一部として枝払い・下草刈りなど積極的な管理を行う。 未調査地あるいは遺構整備周辺のオープンスペースには、緑化修景計画に基づき適切な植栽を行う。ただし、植栽が表示・復元した遺構を遮蔽しないよう留意する。
<p>旧宅地の窪地を盛土により修復することなどにより、本質的景観要素の保全を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の修復 南門・築地塀・南北大路の復元にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに地形を修復する。また、他の丘陵斜面における過去の宅地造成地も盛土によって修復する。 ・トイレ等の撤去 南門地区西斜面では、地形修復にあわせ、既設置のトイレ・駐車広場・地形模型を撤去する。 トイレ脇のスギ林は伐採する。

②興井

- ・水質改善のための整備を行う。整備にあたっては、詳細な調査により水質汚濁の原因を特定し、適切な措置を講ずる。周辺地域と一体となった整備が必要になる場合も考慮し、関係部署や地元住民と十分に調整する。
- ・池底面のコンクリート打設については、調査の結果を踏まえて撤去することも視野に入れる。
- ・経過観察を行いながら、岩塊に悪影響を及ぼす樹木を除去・移設する。

③末の松山

- ・マツの根元が踏まれないような措置を講じるなど、マツの生育環境全般の改善に努める。また、指定地周辺においても、透水性のある舗装を使用するなど、マツの根を保護するように配慮する。
- ・マツの後継樹を育成する。
- ・丘陵の土砂が災害により流出しないように、指定地内を芝生等で養生し、修景を図る。
- ・マツや丘陵に悪影響を及ぼす要素を除去・移設する。

第8章 活用のための方策

【基本方針】

『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化を始めとした多様な価値を追究するための研究を推進し、その成果を地域資源として学校教育や生涯学習、観光振興、まちづくりなどに広く活用する。

【手段】

〈調査〉

- 指定地及び市内所在の歌枕の由緒・来歴を詳細に調査する。
- 市内全域を対象として、『おくのほそ道』のストーリーを本市の歴史と関連付けてより深く理解できるような調査を推進する。

〈広報・公開〉

- 『おくのほそ道』の文脈を通して、市内所在の指定地や歌枕の地を市外の指定地も関連付けながら多様な手法で広報・公開する。

〈整備〉

- 来訪者が指定地の景観及びその歴史を体感できるような場を創出する。

〈維持管理〉

- 整備により設置した各種施設が適切に機能するように維持管理する。

(1) 活用のための方策

共通方策	指定地ごとの方策	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧村を単位とした文化財調査を推進する。 ・パンフレットの作成、現地見学を含めた講座の開催、企画展示、ホームページでの特集など、さまざまなメディアで『おくのほそ道』の情報発信を行う。 ・施設の整備・改修にあたっては、指定地の風致景観と調和する形態・意匠・材料にするとともに、広範に活用できるデザインに統一するように検討する。 ・指定地や『おくのほそ道』のみならず、俳句や短歌などの文学全般や地域の歴史・文化にも興味関心をもってもらえるような幅広い活用を図る。 	壺碑 (つぼの石ぶみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・歌枕の保護・顕彰によりもたらされた良好な景観を維持することに加え、古代遺構を復元し、風景に調和させることで、松尾芭蕉も感涙した歌枕「壺碑(つぼの石ぶみ)」が有する『おくのほそ道』の中での意義や歴史の深さを感じてもらえるような場の創出を目指す。
	興井	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の景観を損ねている要素の修景を図る。 ・周辺地域も含めて一体となった景観の向上を図る。
	末の 松山	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある八幡のまちなみを活かした環境整備を目指す。 ・多賀城市歴史的風致維持向上計画や多賀城市景観計画との調整を十分に行う。

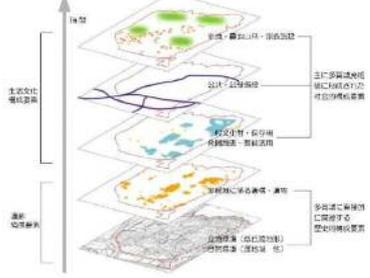
(2) 構成要素ごとの方策

①壺碑(つぼの石ぶみ)の活用に関する基本方策(指定地内)

要素	要素	方策	
 <p>古代遺構の復元整備 (左：現況、右：完成イメージ)</p>	環境整備要素	調整	調和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 古代遺構の復元整備については、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき実施する。 ・ 名勝おくのほそ道の風致景観と特別史跡多賀城跡としての環境整備の調和が図れるように、十分な調整を行う。 ・ 特に多賀城碑周辺は、地形の改変や復元整備により除去する樹木を最小限にするなど、調整を図る。
 <p>トイレ</p>	環境整備要素	管理	経過観察改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設のトイレについては、計画中のガイダンス施設に移設されるまでは経過観察をしつつ日常的な清掃と破損時の修理を行う。
 <p>四阿</p>	環境整備要素	管理	経過観察改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過観察をしつつ日常的な清掃と破損時の修理を行う。
 <p>ベンチ</p>	環境整備要素	管理	経過観察改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過観察をしつつ日常的な清掃と破損時の修理を行う。

 <p>園路</p>	環境整備要素	管理	経過観察改善	<ul style="list-style-type: none"> 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画では現況の園路が動線として設定されていることから、ルートについては現状維持を基本とする。 経過観察をしつつ日常的な清掃と破損時の修理を行う。
 <p>標識・説明板等</p>	環境整備要素	整備調整	改善	<ul style="list-style-type: none"> 古代遺構に関しては、特別史跡多賀城跡整備基本計画及び特別史跡多賀城跡サイン計画に基づき整備を行う。 つぼのいしぶみ道標、「御即位記念風致林」、「芭蕉翁礼賛碑」の説明板を設置する。 標識や説明板等を新設あるいは改修する際には、形態・意匠・材料などの統一を図れるように関連機関と調整を行う。
 <p>現地案内</p>	無形の要素	調整	改善	<ul style="list-style-type: none"> 名勝おくのほそ道の風景地を紹介するパンフレットを作成する。 歴史観光講座等で歌枕を紹介するような普及啓発活動を定期的実施する。 現在実施している現地案内を継続するとともに、継続的な調査研究成果を踏まえて内容を充実させることができるように努める。
 <p>「壺の碑」全国俳句大会</p>	無形の要素	調整	改善	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や有志団体と連携して有益な普及啓発活動ができるように調整を図る。

②壺碑(つぼの石ぶみ)の活用に関する基本方策(周辺地域)

要素	要素	方策		
 <p>多賀城跡</p>	周辺の本質的景観要素	管理整備調整	調和	<ul style="list-style-type: none"> 現状変更の取り扱いと維持管理については、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画、整備については特別史跡多賀城跡整備基本計画に基づく。 その際に、多賀城碑と覆屋、丘陵と植生で形成される名勝おくのほそ道の風景地としての景観と調和を図れるように、関係部署・機関と十分な調整を行う。

③興井の活用に関する基本方策（指定地内）

要素	要素	方策		
 <p>池の護岸</p>	景観整備構成要素	整備	改善	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の修景を行う。
 <p>説明板</p>	環境整備要素	整備	改善	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝としての価値を伝えられるような内容に変更する。変更の際には、他の指定地などの説明板と形態・意匠・材料の統一を図る。
 <p>現地案内</p>	無形の要素	調整	改善	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝おくのほそ道の風景地を紹介するパンフレットを作成する。 ・市民講座等で歌枕を紹介するような普及啓発活動を定期的実施する。 ・現在実施している現地案内を継続するとともに、継続的な調査研究成果を踏まえ解説内容を充実させる。

④興井の活用に関する基本方策（周辺地域）

要素	要素	方策		
 <p>柵</p>	周辺要素	整備	改善	<ul style="list-style-type: none"> ・景観向上のために改修する。その際の意匠・形態は、景観に適したものにす。
 <p>水路</p>	周辺要素	整備	改善	<ul style="list-style-type: none"> ・池の水質改善の調査をする中で、水量を多くする事により水質改善が期待できると判明した場合には、利用できるような整備を図る。 ・池の整備と統一した形態・意匠で修景を図る。

 <p>案内サイン</p>	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と統一したデザインの案内サインに改修する。
 <p>周辺道路</p>	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が長時間滞在できるような周辺整備を実施する。
 <p>末の松山間道路</p>	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近接する末の松山と一体となった景観整備を図る。
 <p>駐車場</p>	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の利便性を保つ。 ・多賀城市歴史的風致維持向上計画に基づき、解説板を設置する。
 <p>JR多賀城駅からのアプローチ</p>	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市歴史的風致維持向上計画に基づき、歩道の表示、修景等の整備を行う。

⑤末の松山の活用に関する基本方策 (指定地内)

要素	要素	方策	
 <p>植生</p>	環境整備要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察を実施し、植栽がマツに悪影響を与えていると判明した場合には、除去する。
 <p>柵</p>	環境整備要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・改修する。その際には、景観に配慮したデザインに変更する。
 <p>現地案内</p>	無形の要素	調整	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・名勝おくのほそ道の風景地を紹介するパンフレットを作成する。 ・市民講座等で歌枕を紹介するような普及啓発活動を定期的実施する。 ・現在実施している現地案内を継続するとともに、継続的な調査研究成果を踏まえて解説内容を充実させる。

⑥末の松山の活用に関する基本方策 (周辺地域)

要素	要素	方策	
 <p>説明板</p>	環境整備要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・名勝としての価値を伝えられるような内容に変更する。変更の際には、他の指定地などの説明板と形態・意匠・材料の統一を図る。
 <p>植生</p>	環境整備要素	整備	改善 <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察を実施し、植栽がマツに悪影響を与えていると判明した場合には、除去する。

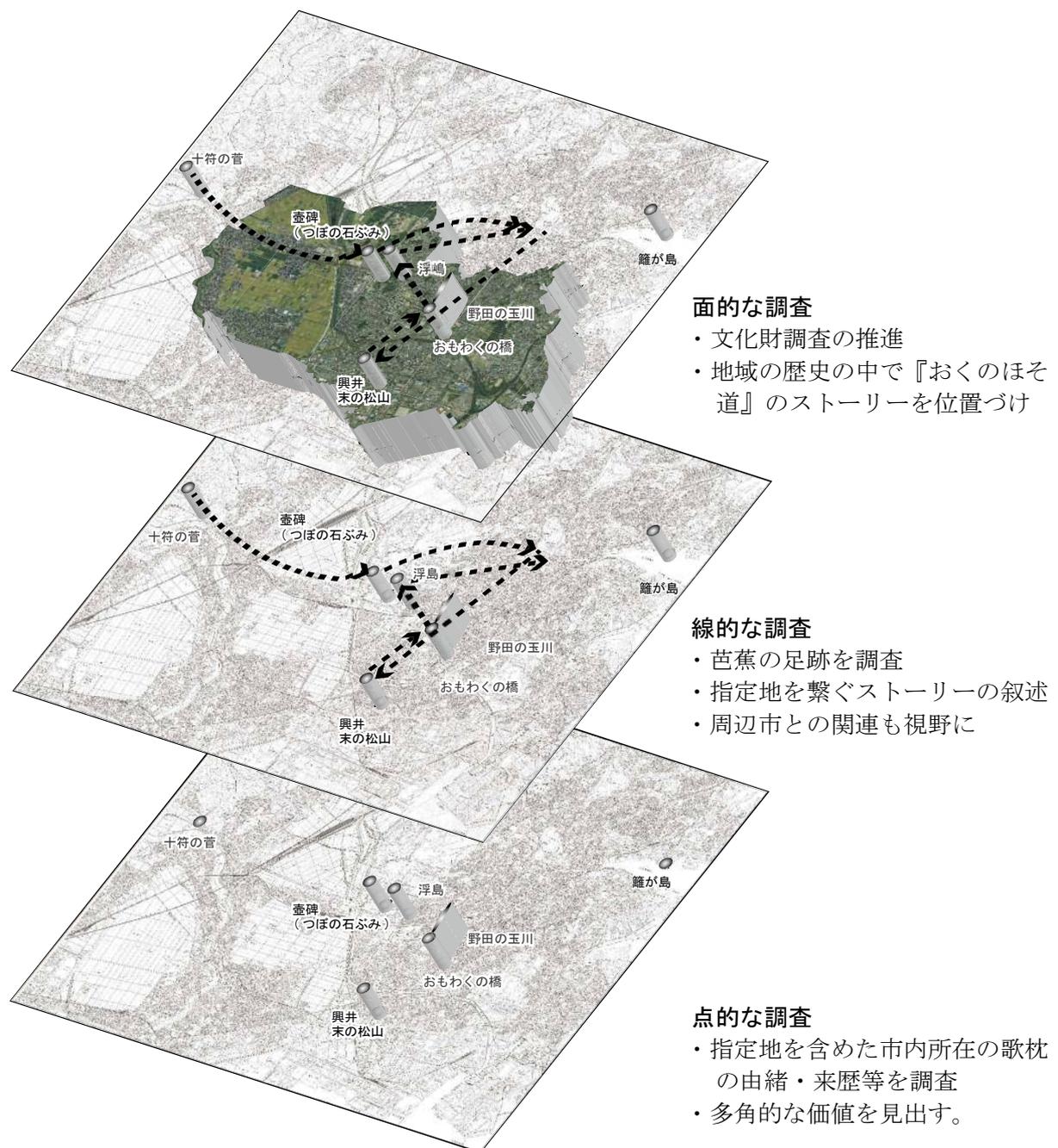
	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マツの根を養生できるような措置を行う。 ・景観向上のための整備を行うとともに、休憩スペースを設置し、来訪者へ憩いの場を提供できるようにする。
	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統一したデザインの案内サインに改修する。
	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近接する興井と一体となった景観整備を図る。
	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の利便性を保つ。 ・多賀城市歴史的風致維持向上計画に基づき、解説板を設置する。
	<p>周辺要素</p>	<p>整備</p>	<p>改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市歴史的風致維持向上計画に基づき、歩道の表示、修景等の整備を行う。

(3) 調査・研究

①調査・研究の方向性

『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化を始めとした多様な価値を見出すための調査を実施し、その成果を素材とした研究を推進する。

- ・調査にあたっては、「点的な調査」、「線的な調査」、「面的な調査」の3つの視点からのアプローチを推進する。
- ・研究の成果を積極的に広報・公開し、普及啓発に資する。



②歴史遺産を活かした地域の活性化

『おくのほそ道』のストーリーを本市の歴史と関連付けてより深く理解するための「面的な調査」として、市内全域を対象とした旧村単位で実施している文化財調査を継続的に推進する。

例) 旧八幡村の文化財調査

歴史資料：名所・旧跡・歌枕、地名、文書、碑、棟札、絵馬

考古資料：遺跡

民俗資料：年中行事、祭礼、郷土芸能、伝説、(民具)

建造物：寺社・仏閣・倉・蔵・海軍工廠



江戸時代の旧村位置図



旧八幡村



旧八幡村に関する調査報告